

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

－ ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料に係る規定の整備等 －

概要

令和4年11月25日

① ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料に係る規定の整備等

■ IP網への移行期間中におけるワイヤレス固定電話の接続料の算定方法に係る規定の整備 【令和4年総務省令第9号附則第6条】

- ✓ 電話網のIP網への移行期間中は、加入電話・メタルIP電話接続機能について、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定（導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話・メタルIP電話であると仮定）して接続料原価を算定。
- ✓ これにより、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話・メタルIP電話と同一の接続料として算定される。

■ その他規定の整備等

- ✓ ワイヤレス固定電話用設備の追加に応じた相互接続点に係る規定の整理 【電気通信事業法施行規則第23条の4第1項】
- ✓ ワイヤレス固定電話用設備の追加に応じた設備の定義の整理 【第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「接続料規則」という。)第2条第2項、第4条】
- ✓ ワイヤレス固定電話に係る通信量等の記録に係る規定の整備 【接続料規則別表第6】

② 長期増分費用(LRIC)方式による接続料算定に用いる入力値の扱い

■ 令和5年度の接続料算定に用いる入力値を規定 【接続料規則別表第2の2、別表第4の3】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会での検討結果を踏まえ、LRICモデルへの入力値（投資額比率、設備単価、耐用年数等）を、令和5年度の接続料算定に必要な値に見直す。

- 施行日 ①令和5年6月16日（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行の日）
②令和5年4月1日
※一部規定は公布日に施行

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等

今回諮問対象

(接続料原価の範囲)

- ・ ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等については、基本料に対応する設備とみなすことが適当。また、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等以外のコア網の設備は、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを含め、接続料原価の範囲とすることが適当。
- ・ 各設備の原価の算定方法について、PSTNを構成する設備群の一部についてはLRIC方式により行う。NGNを構成する設備群の一部や、新規に構築されるワイヤレス固定電話のみで用いられる設備については、まずは将来原価方式により行う。

(接続料原価の算定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。
- ・ また、電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話の導入回線数がごく限定的であるため、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を上回ることが見込まれる。また、電話網のIP網への移行期間中の加入電話/メタルIP電話の接続料原価は、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して算定する必要があり、接続料原価の比較には相応のコストを要する。これらのことを踏まえると、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当。

(接続料の設定方法)

- ・ 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当。また、電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当。

(補填の在り方)【令和5年1月以降諮問予定】

- ・ 現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本として、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い算定することが適当。
- ・ ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースとして、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除することが適当。ただし、ワイヤレス固定電話の導入初期の経過措置として、経過措置期間(5000回線をしきい値とする。)においては、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布から導出される補填額を補填することが適当。

IP網への移行に伴う補填の在り方等

(ユニバーサルサービスの範囲の見直し)【令和4年12月諮問予定】

- ・ 全国一律料金となり、離島特例通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、ユニバーサルサービスの対象外とすることが適当。

(補填額算定)

- ・ 第一種公衆電話の市内通信については引き続きユニバーサルサービスの対象とするものの、補填額算定に当たってはNTT東日本・西日本の料金設定分のみを対象とすることが適当。【令和4年12月諮問予定】
- ・ IP網への移行期間中は、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値(接続料算定時と同一の比率を適用)を補填額とすることが適当。【令和5年1月以降諮問予定】
- ・ 第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについては、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定することが適当。【第9次IP-LRICモデルの運用に反映】

公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方

(第一種公衆電話の削減と補填)【令和4年12月諮問予定】

- ・ 令和4年度からのSTEP1(5年間)、令和9年度からのSTEP2(10年間)及びそれ以降の3期間に分け、新たな設置基準台数を上回る台数(超過設置分)及び撤去費用の補填は、STEP1の5年間を当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方はSTEP1終了後に検討し、STEP2終了後は撤去費用も含め補填の対象外とすることが適当。
- ・ 超過設置台数分の撤去費用については、撤去費及び除却損を対象とし、補填開始は、令和5年度申請分(令和6年度交付分)から対象とすることが適当。
- ・ 「撤去費用」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきであり、実際の算定に当たっては、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を確認し、真に必要な経費のみを補填の対象とすることが考えられる。
- ・ 第一種公衆電話の補填額算定において、実際の収支差額(赤字額)がLRIC方式により算定された補填額を下回る場合には、特別の理由がない限り、補填は実際の収支差額を上回らないようにすべき。ただし、実際の赤字額との比較にあっては報酬額を考慮する必要がある。

(災害時用公衆電話の補填)

- ・ 補填対象は、アクセス回線部分のみとすることが適当。【来年度以降関係省令等改正予定】
- ・ 具体的な補填開始時期や算定方法については、初期の折衝期間終了後(令和5年度末)若しくはSTEP1期間中から、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、検討を行うべき。【来年度以降詳細検討予定】

- NTT法等の改正により、NTT東西は、ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他事業者の電気通信設備を用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となった。
- ワイヤレス固定電話は、令和5年度第2四半期以降のサービス提供開始が予定されている。

NTT法等の改正(主要部分)

【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、**地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない**。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、**総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない**。

<ワイヤレス固定電話の提供が認められる場合>

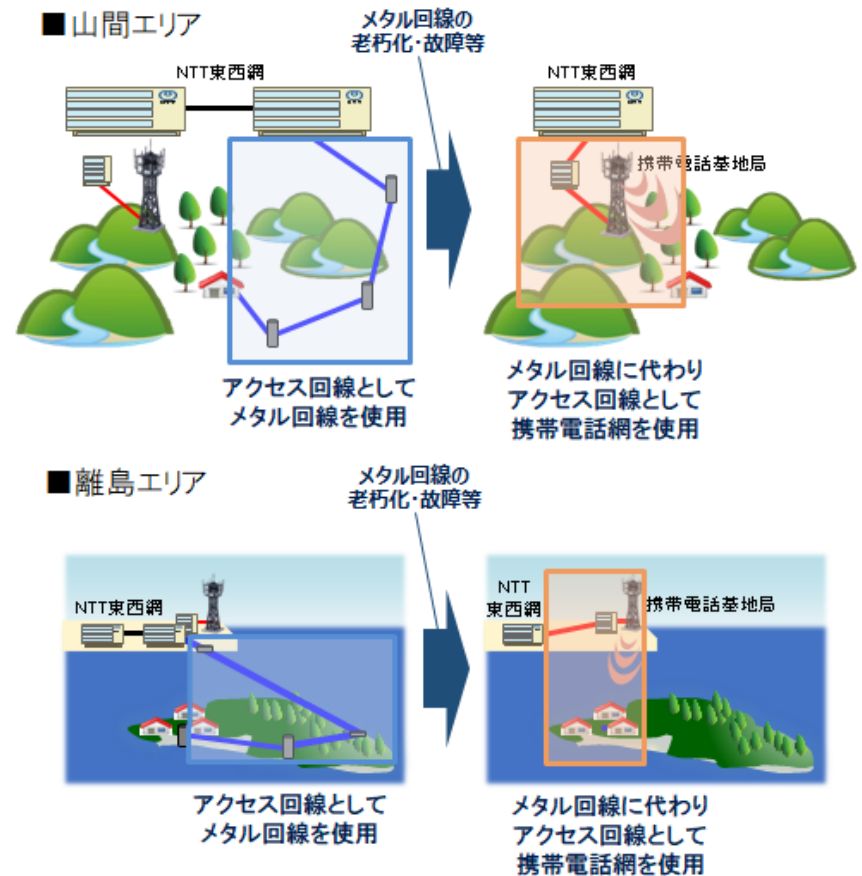
① 電話の提供が極めて不経済となる場合

「特例地域*であつて」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域等において電話を提供する場合

※ 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域

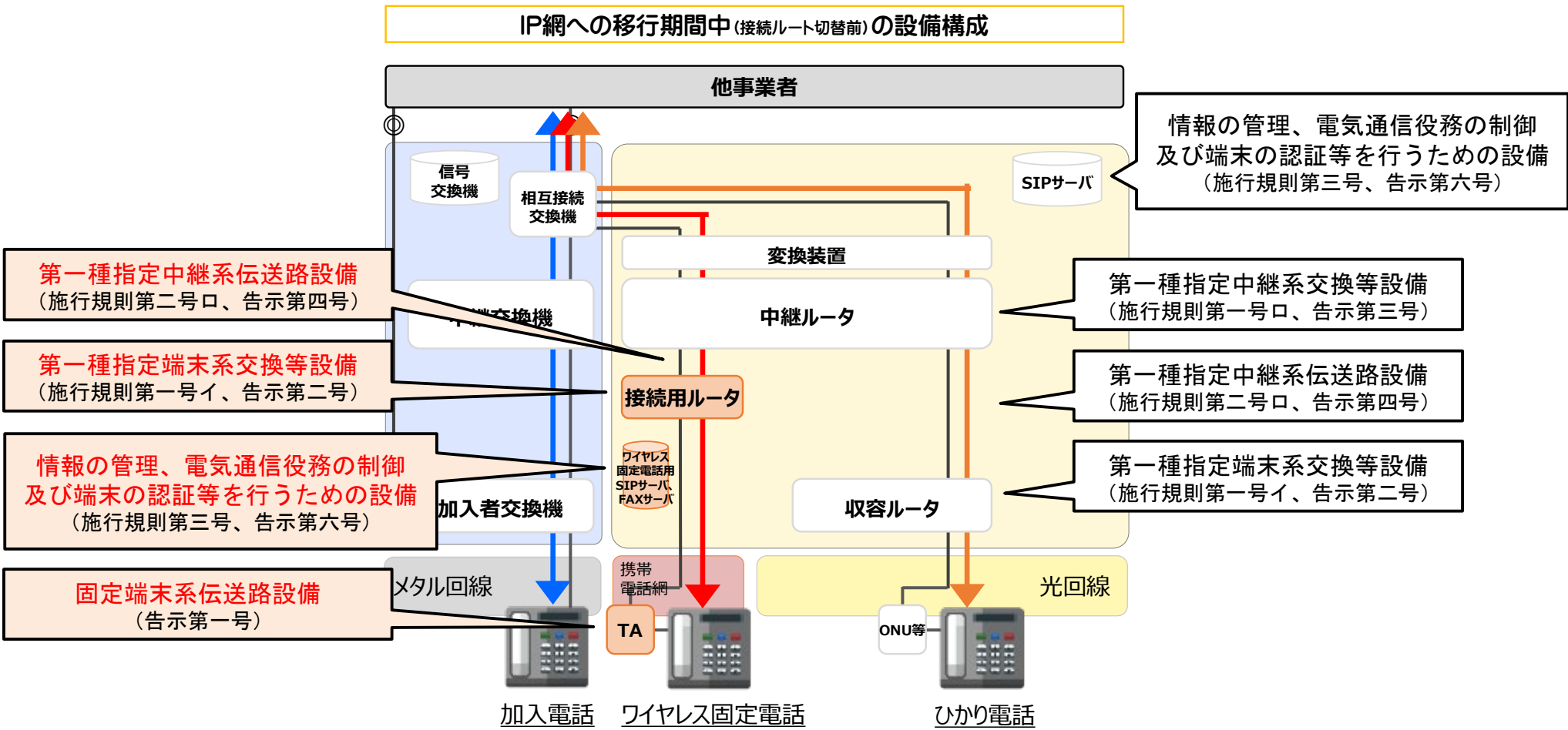
② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

ワイヤレス固定電話の提供イメージ(想定)



○電気通信事業法施行規則第23条の2第4項及び指定告示(※)(改正不要)

ワイヤレス固定電話の提供のために用いられる設備(NTT東日本・西日本が設置するものに限る。)については、第一種指定電気通信設備に位置づけられる。



※ 平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件)

○電気通信事業法施行規則第23条の2第4項

第23条の2 (略)

(2・3 略)

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定(以下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの

イ 固定端末系伝送路設備を直接收容するもの(以下「第一種指定端末系交換等設備」という。)

ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備(以下「第一種指定中継系交換等設備」という。)

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置されるもの(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。)

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定中継交換局」という。)との間に設置されるもの(以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。)

ハ 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備

四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置

○平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件)(抄)

次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの又は大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの

一 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。))及び加入者線終端装置を含む。)

二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備(デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。)

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であつて、次に掲げるもの

イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの(ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。)

ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの(データ伝送役務(当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。))又はIP電話(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。))の提供の用に供されるものに限る。)

ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであつて、IP電話の提供の用に供されるもの

四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備

五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備(データ伝送役務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。)

六 SIPサーバ、セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備

七 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備

○令和4年総務省令第9号(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令) 附則第6条第3項の追加

電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定(導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話・メタルIP電話であると仮定)して接続料原価を算定する規定を整備。

これにより、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話・メタルIP電話と同一の接続料として算定される。

改正案(下線赤字)

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額(単位費用(附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める要素機能(附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。))について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。)の総額であって、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。)を当該各部分機能に係る需要(要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であって、当該各部分機能に係るものをいう。)により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

2 (略)

3 第一項の加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定においては、ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。)である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備の数及び当該端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の通信量等を、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額の算定にあつてはアナログ電話に係る通信量等に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額の算定にあつてはメタルIP電話に係る通信量等にそれぞれ合算したものをを用いるものとする。

※「合算」について、長期増分費用モデルへの入力に当たっては、ワイヤレス固定電話に係る通信量等を、アナログ電話における経路設備ごとの通信量等の比率にしたがって按分した上で行うことを想定。

○令和4年総務省令第9号附則第5条第1項

令和4年総務省令第9号附則第5条第1項において、電話網のIP網への移行期間中における加入電話・メタルIP電話発着信に係る単一の法定機能(法第33条第4項第1号口の総務省令で定める機能)として、「加入電話・メタルIP電話接続機能」が規定されている。

ワイヤレス固定電話用設備はアナログ電話用設備に包含されるため、「加入電話・メタルIP電話接続機能」として接続料を算定する設備に、ワイヤレス固定電話用設備も含まれる。

附 則

第五条 令和六年十二月三十一日までの間、法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、新接続料規則第四条に定める機能のほか、加入電話・メタルIP電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を加入者交換機若しくは中継交換機又は関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備によりアナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下同じ。）又は総合デジタル通信用設備（同項第五号に規定するものをいう。以下同じ。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行う機能をいう。以下同じ。）とする。

（2・3 略）

○電気通信事業法施行規則第23条の4第1項の改正【諮問対象外】

施行規則第23条の4第1項が規定する、技術的基準を定めなければならない相互接続点について、ワイヤレス固定電話用設備に係るものを追加する必要はないことから、規定される箇所が変化しないよう規定の整理を行う。

改正案(下線赤字)

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第一種指定端末系伝送路設備 (ワイヤレス固定電話用設備として用いられるものを除く。)

以下この項において同じ。)における、利用者の電気通信設備の側の箇所

(二～六 略)

七 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備 (ワイヤレス固定電話用設備として用いられるものを除く。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

(八～十 略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ (インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。いい、専らワイヤレス固定電話用設備として用いられるものを除く。第二十三条の九の四第一項の表一の項口第二号において同じ。)

十二 (略)

○接続料規則第2条第2項(用語)及び第4条の改正【諮問対象外】

ワイヤレス固定電話用設備が設置されることに伴い、接続料の算定上用いる用語について定義の整理を行い、接続料の算定において、光IP電話等に用いる設備とワイヤレス固定電話用設備を区分する。

改正案(下線赤字)

第2条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一・一の二 略)

一の三 第一種指定ワイヤレス固定電話用設備 専らワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。別表第六において同じ。)を用いて提供される音声伝送役務の提供の用に供される第一種指定電気通信設備をいう。

(二・三 略)

四 一般第一種指定收容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータ (第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるものを除く。) であって、特定の packets を識別する機能を提供するものをいう。

(五～六の三 略)

七 特別第一種指定收容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定收容ルータ 又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ 以外のものをいう。

八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ 又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ 以外のものをいう。

九 SIPサーバ 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備 (第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を除く。以下「制御等設備」という。) であって、メディアゲートウェイ又は一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。

(九の二～十五 略)

改正案(下線赤字)

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分		内容	対象設備
一 端末 回線伝送 機能	(略)	(略)	(略)
	その他端末 回線伝送機 能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの、 <u>及び</u> 光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。) <u>及び第一種指定ワイヤレス固定電話用設備</u> を除く。)により通信を伝送する機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。)
(略)			

○接続料規則別表第6(第19条関係)の改正 【諮問対象外】

ワイヤレス固定電話に係る通信量を記録させるため、通信量記録に用いる様式を改正する。

【改正する様式】

- ・様式第1第2表(都道府県別通信量)
- ・様式第1第5表(平均保留時間等)
- ・様式第2第1表(都道府県別回線数)

改正案(下線赤字)

- ・様式第1第2表(都道府県別通信量)

通信量記録
都道府県別通信量
年度分

都道府県	同一中継区域内通信回数	中継区域間通信回数	関門系ルータ接続通信回数
	同一中継区域内通信時間	中継区域間通信時間	関門系ルータ接続通信時間

注1 メタルIP電話等(メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。)、及び光IP電話(インターネットプロトコル電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。)及びワイヤレス固定電話(ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。様式第2第1表において同じ。)の別に区分して記録すること。

注2・3 (略)

改正案 (赤枠で囲んだ部分を加える)

・様式第1第5表(平均保留時間等)

通信量記録

年度分

項目名	数値	単位
平均保留時間 (アナログ電話)		秒
平均保留時間 (総合デジタル通信サービス)		秒
平均保留時間 (光 I P 電話)		秒
平均保留時間 (ワイヤレス固定電話)		秒
1 呼当たり信号数 (アナログ電話)		信号/呼
1 呼当たり信号数 (総合デジタル通信サービス)		信号/呼

・様式第2第1表 (都道府県別回線数)

回線数記録

都道府県別回線数

年度末現在

都道府県	低速専用線二線式回線数	低速専用線四線式回線数	高速メタル専用線回線数	高速光専用線回線数	ATMデータ伝送回線数	ATM一心式専用線回線数	ATM二心式専用線回線数	光 I P 電話チャンネル数	事務用光 I P 電話チャンネル数	ワイヤレス固定電話回線数

令和4年11月25日

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を諮問

令和4年11月26日～同年12月26日

- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の意見募集

令和5年1月上旬

- ・ 意見募集の結果を踏まえた接続委員会における審議

令和5年1月中旬

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申

答申後速やかに

- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を公布

(参考) 改正省令公布後

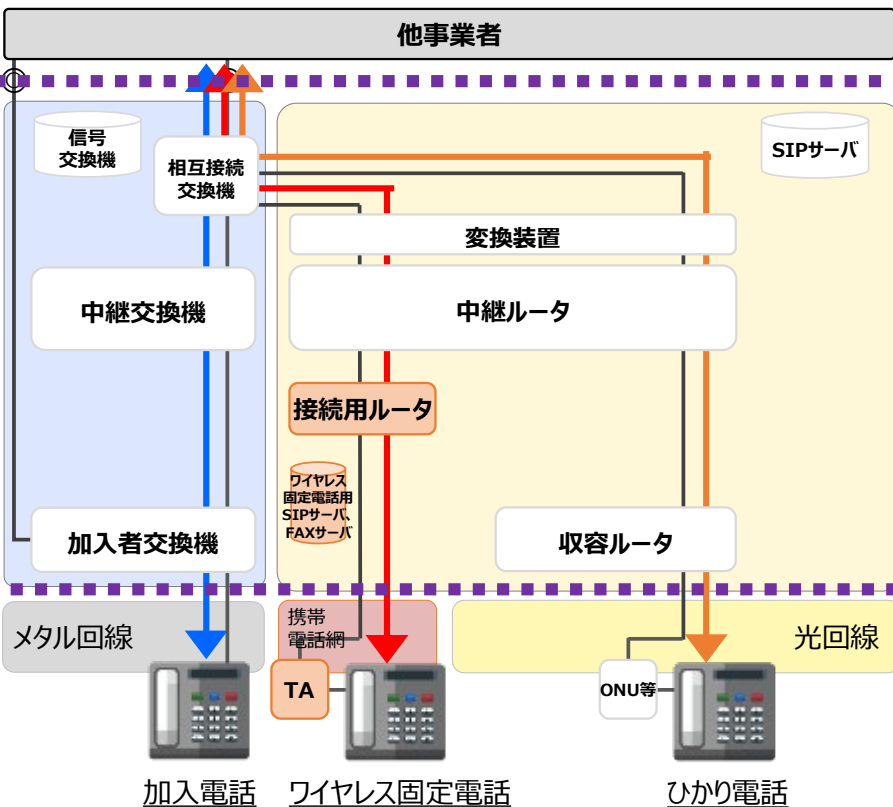
- ・ 総務大臣からNTT東日本・西日本へ接続料算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- ・ NTT東日本・西日本から接続約款の変更認可申請（長期増分費用方式による令和5年度接続料）
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に認可に係る諮問、意見募集
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申
- ・ NTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可

**固定電話を巡る環境変化等を踏まえた
ユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申**
(令和4年9月20日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会)

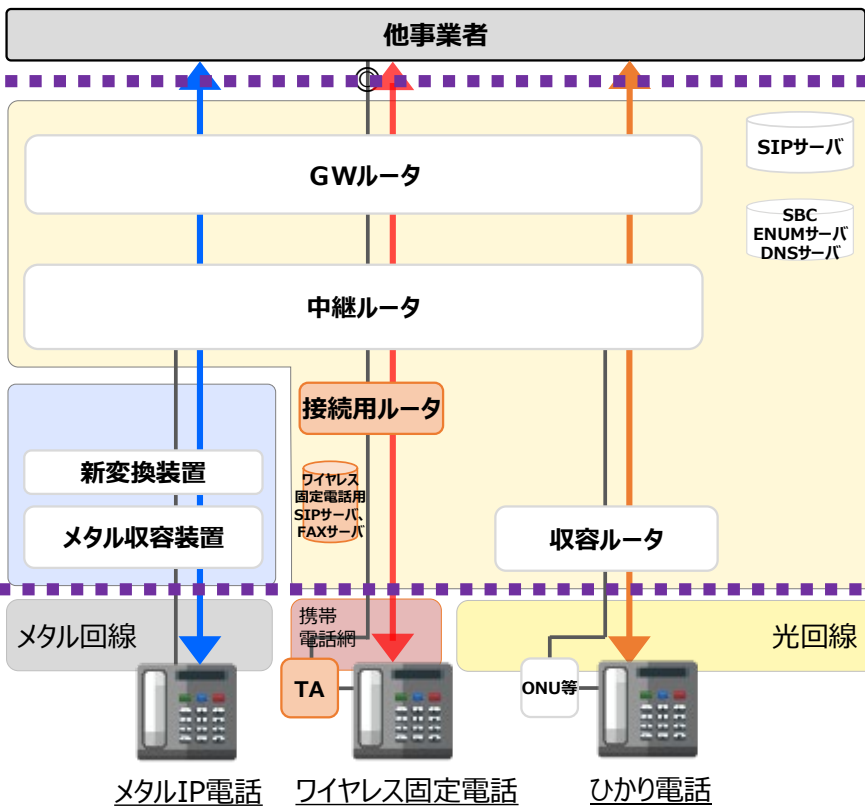
<第2章第2節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り方 関係部分抜粋>

- 現在、加入電話のアクセス網部分が基本料に対応する設備となっていることを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替するために利用される携帯電話網等についても、基本料に対応する設備とみなすことが適当。
- また、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等以外のコア網の設備(新規に設置されるワイヤレス固定電話用SIPサーバ等、ひかり電話と共用される中継ルータ等並びに加入電話及びひかり電話と共用される相互接続交換機)は、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを含め、その費用が通信量に依存するコストとなっており、接続料原価の範囲とすることが適当。

IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成



IP網への移行後の設備構成



接続料原価の範囲



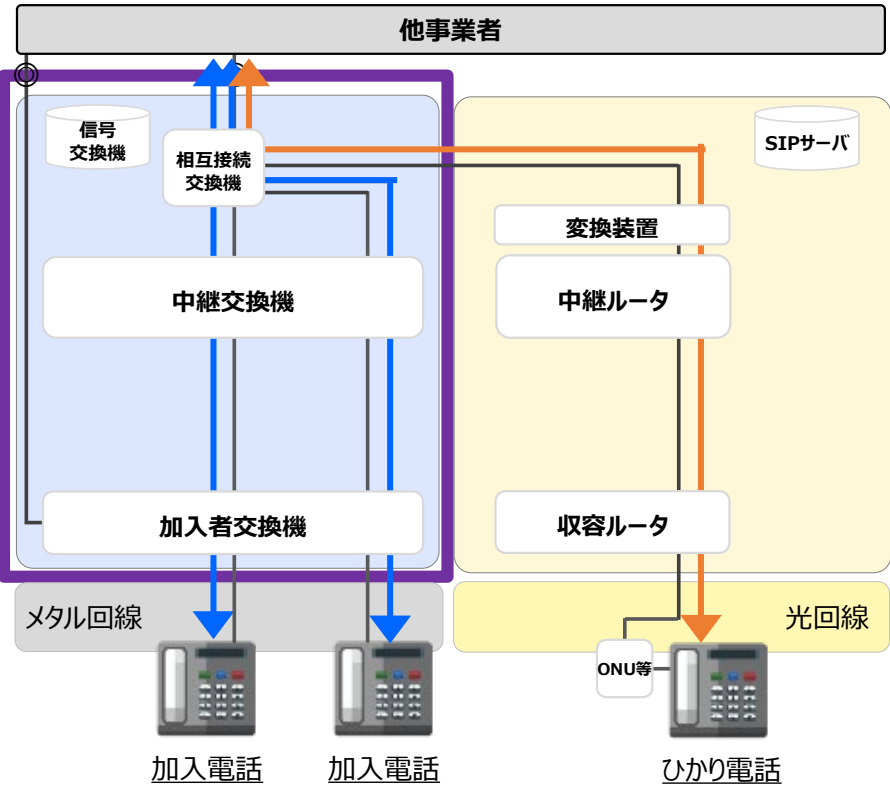
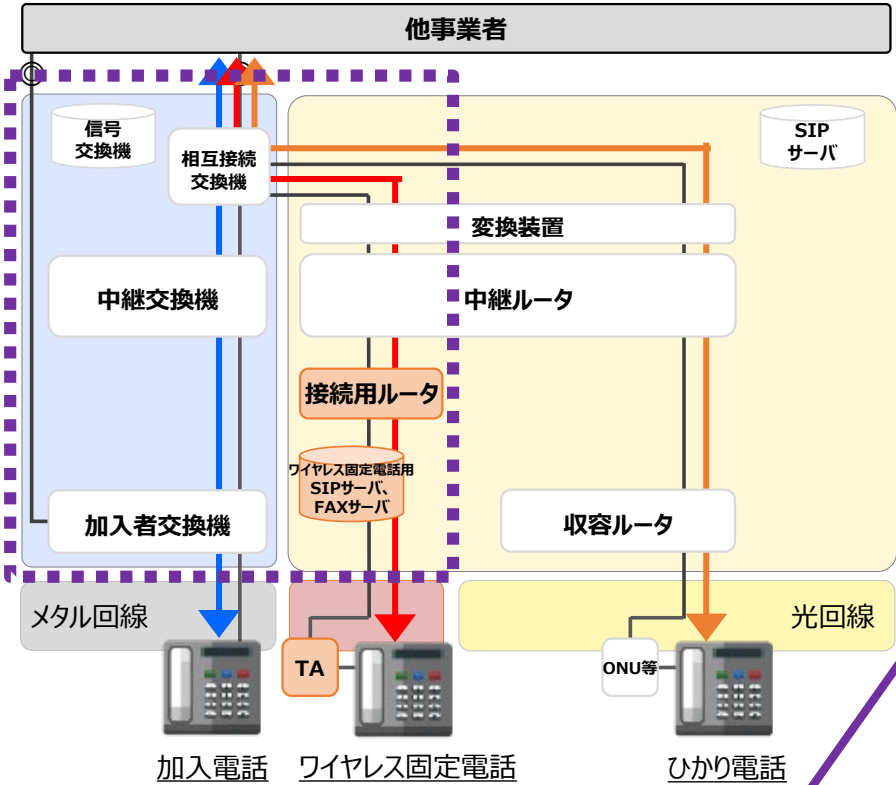
- 電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話の導入回線数がごく限定的であるため、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合(※)の接続料原価を上回ることが見込まれる。
- また、電話網のIP網への移行期間中の加入電話/メタルIP電話の接続料原価は、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して算定する必要があり、接続料原価の比較には相応のコストを要する。これらのことを踏まえると、電話網のIP網への移行期間中は、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当である。

※ 導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話/メタルIP電話であると仮定した場合。

IP網への移行期間中 (接続ルート切替前) の設備構成

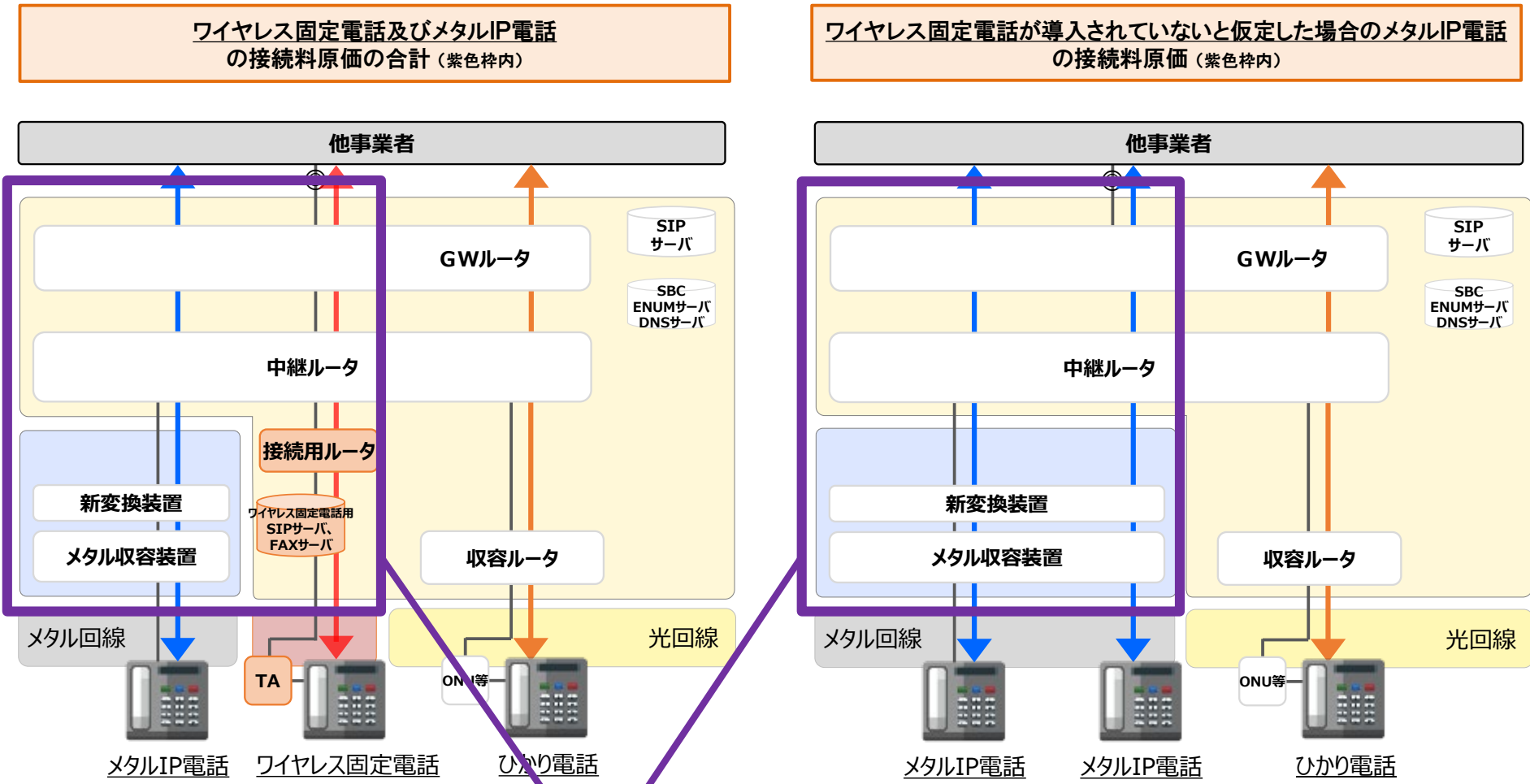
ワイヤレス固定電話及び加入電話の接続料原価の合計 (紫色枠内)

ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の加入電話の接続料原価 (紫色枠内)



接続料原価の比較を省略して、接続料原価を決定

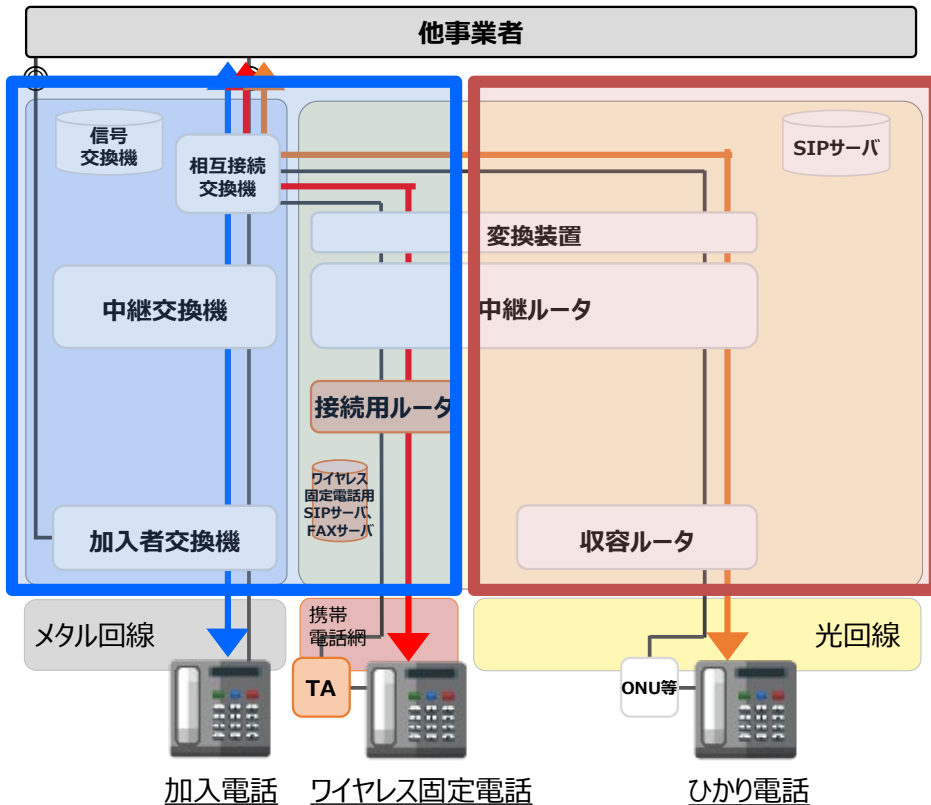
IP網への移行後の設備構成



両ケースの接続料原価を比較して、接続料原価を決定

- 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話は、携帯電話網を通じて、メタルIP電話及びひかり電話と同様にNGNに收容され、他事業者との相互接続点もメタルIP電話及びひかり電話の相互接続点と同一となる等、接続料原価の範囲となる設備の多くをメタルIP電話及びひかり電話と共有し、両電話と類似した設備構成をとる。また、ワイヤレス固定電話は、メタルIP電話及びひかり電話と同様に0AB-J番号を使用し、両電話と類似した品質で提供される。これらの点を踏まえると、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当。
- 電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当。

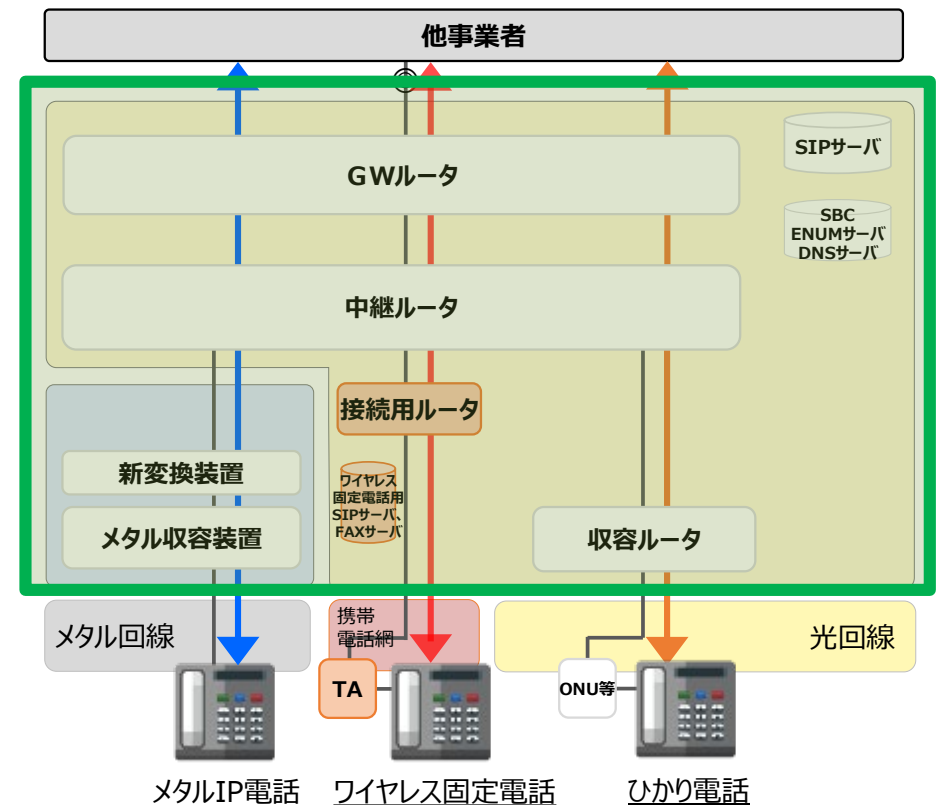
IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成



加入電話、ワイヤレス固定電話で単一の接続料

ひかり電話の接続料

IP網への移行後の設備構成



メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話で単一の接続料